

答申書

令和6年4月8日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和6年度諮問第1号及び令和6年度諮問第2号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、(1)相模原市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人の滞納していた市県民税及び国民健康保険税を徴収するため、令和5年8月25日付けで、審査請求人の有する給与・賞与等債権から国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権を差し押さえる処分(以下「本件処分1」という。)及び(2)処分庁が、審査請求人の滞納していた国民健康保険税を徴収するため、令和5年10月12日付けで、審査請求人の有する給与・賞与等債権から国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権を差し押さえる処分(以下「本件処分2」という。)をそれぞれ行ったところ、審査請求人が、これらの処分の取消しを求めてそれぞれ審査請求(以下「本件各審査請求」という。)をした事案である。

なお、当審査会は、事案の内容に鑑み、本件各審査請求を併合して審査した。

事実関係は、「第5 審査会の判断の理由」1(事実関係)に記載のとおりである。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分1について

ア 本件処分1は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」とい

う。)第15条の7の規定に違反し、違法である。審査請求人は、「生活を著しく窮迫」され、「基本的人権」を侵害されている。

なお、審査請求人は、審査請求書に「国税徴収法第153条」と記載しているが、同条は、税務署長が国税の滞納処分の執行を停止する場合の要件と効果について定めた規定なので、審査請求人の記載を善解して、これを「法第15条の7」と読み替える。

イ 本件処分1は、法第15条の規定に違反し、違法である。

(2) 本件処分2について

ア 本件処分2は、憲法第25条第1項及び第2項に反しており、違法である。

イ 本件処分2は、審査請求人の財産権(生存権的財産)を侵害している。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分1について

ア 審査請求人の給与を差し押さえても、審査請求人の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとはいえ、滞納処分を停止すべき理由はない。

イ 審査請求の理由について否認する。地方団体の長は、納税者がその財産につき災害等の被害を受けたときや納税者又は同一生計の親族が病気にかかり、又は負傷したときなどにおいて、納税者がその者に係る地方団体の徴収金を納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる(法第15条第1項及び第2項)ところ、審査請求人は、処分庁に対し、徴収猶予の申請を行っていない。

(2) 本件処分2について

ア 審査請求の理由について否認する。

イ 審査請求の理由について否認する。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和6年4月8日	審査庁から諮問書を受付
令和6年4月16日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和6年5月14日	調査審議

令和6年5月21日	審査請求人へ主張書面の提出期限を通知
令和6年6月18日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

審理員意見書及び弁明書並びに証拠によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、令和3年度第1期から第4期の市県民税並びに令和2年度第5期から第10期、令和3年度第1期から第4期、令和4年度第1期から第10期及び令和5年度第1期の国民健康保険税を納期限までに完納しなかった。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、市県民税については、令和3年6月8日に納税通知書を発送し、同年7月26日から令和4年2月25日にかけて督促状を発送し、国民健康保険税については、令和2年度分について令和2年6月12日に納税通知書を発送し、同年11月20日から令和3年4月20日にかけて督促状を発送し、令和3年度分について令和3年6月14日に納税通知書を発送し、同年7月20日から10月20日にかけて督促状を発送し、令和4年度分について令和4年6月14日に納税通知書を発送し、同年7月26日から令和5年4月26日にかけて督促状を発送し、令和5年度分について令和5年6月14日に納税通知書を発送し、同年7月26日に督促状を発送したが、審査請求人は、処分庁が各督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、その各督促に係る市県民税及び国民健康保険税を完納しなかった。
- (3) 処分庁は、令和5年8月25日付けで、審査請求人が株式会社○から令和5年9月分以降支払いを受けるべき給与・賞与等(扶養手当・残業手当等の各種手当等を含む。)から、国税徴収法第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権(ただし、滞納金額に満つるまで。)を差し押さえる本件処分1を行い、株式会社○に対し、債権差押通知書を送付し、審査請求人に対し、差押調書(謄本)を送付した。
- (4) 審査請求人は、本件処分1の取消しを求めて、令和5年10月16日に本件審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行った。

- (5) 審査請求人は、令和5年度第2期から第4期の国民健康保険税を納期限までに納付しなかった。
- (6) 処分庁は、審査請求人に対し、令和5年8月28日から10月11日にかけて督促状を発送したが、審査請求人は、処分庁が各督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、その各督促に係る国民健康保険税を完納しなかった。
- (7) 処分庁は、国民健康保険税のうち同年度第5期から第10期について、法第13条の2第1項第1号に基づく繰上徴収を行うこととし、審査請求人に対し、同年10月3日、これらの納期限を同月11日に変更する旨の納期限変更告知書を送付した。
- (8) 審査請求人は、同日までに、上記各国民健康保険税を完納しなかった。
- (9) 処分庁は、令和5年10月12日付けで、審査請求人が株式会社○から令和5年10月分以降支払いを受けるべき給与・賞与等(扶養手当・残業手当等の各種手当等を含む。)から、国税徴収法第76条第1項から第3項の規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権(ただし、滞納金額に満つるまで。)を差し押さえる処分(以下「本件処分2」という。)を行い、株式会社○に対し、債権差押通知書を送付し、審査請求人に対し、差押調書(謄本)を送付した。
- (10) 審査請求人は、本件処分2の取消しを求めて、令和5年11月13日に本件審査請求(以下「本件審査請求2」という。)を行った。

2 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点

ア 審査請求1について

(ア) 本件処分1は、法第15条の7の規定に違反し、違法であるか。

(イ) 本件処分1は、法第15条の規定に違反し、違法であるか。

イ 審査請求2について

(ア) 本件処分2は、憲法第25条第1項及び第2項に反しており、違法であるか。

(イ) 本件処分2は、審査請求人の財産権(生存権的財産)を侵害しているか。

(2) 争点についての判断

ア 法令等の規定

地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分をすることによって滞納者の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」は、滞納処分の執行を停止することができる(法第15条の7第1項第2号)。

また、地方団体の長は、納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき、納税者またはこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したときに、納税者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時的に納付し、または納入することができないと認められるときは、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる(法第15条第1項)。

さらに、地方団体の長は、納税者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日)から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収金を猶予することができる(法第15条第2項)。

他方、地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき(仮登記担保契約に関する法律(昭和53年法律第78号)第2条第1項(同法第20条において準用する場合を含む。))の規定による通知がされたときを含む。)は、既に納付又は納付の義務の確定した地方団体の徴収金(第3号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。)でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限りに、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる(法第13条の2第1項第1号)。

イ 本件事案について

本件処分1について、審査請求人は、法第15条の7第1項第2号の法

律要件である「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」を根拠に、「生活を著しく窮迫」されていると主張するが、この法律要件は、抽象的なものであって、これを根拠とするためには、当該法律要件に該当する事実、すなわち「生活を著しく窮迫させるおそれがある」と評価される具体的な事実を主張立証しなければならないところ、審査請求人はそれをしていない。処分庁は、国税徴収法第76条第1項から第3項の規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権（ただし、滞納金額に満つるまで。）を差し押さえる処分を行ったものであって、同法による差押禁止の範囲は、債務者の最低限度の生活を保障する合理的なものといえる。よって、本件処分1が本条に違反しているとはいえない。

次に、審査請求人は、本件処分1が、法第15条に違反すると主張するが、同条は各項ごとにその法律要件を異にしているので、同条違反を主張するためには、同条のどの項に違反するか及び当該各項の法律要件に該当する具体的事実を主張する必要がある。そこで、当審査会は、審査請求人に対して、その主張の機会を与えるために、行政不服審査法第74条に基づく主張書面の提出（令和5年10月16日付審査請求書の内容について）を求めたが、審査請求人からは、期日までに当該主張書面の提出がなかった。この結果、審査請求人からは、本件審査請求に関して、本件処分1の違法性の主張の根拠となる具体的な法律要件及びこれに該当する具体的な事実の主張がなかった（主張責任を果たしていない）ので、処分庁のその余の主張について判断するまでもなく、審査請求人の請求を認めることはできない。

次に、本件処分2に関する審査請求人の主張は、本件処分2自体が憲法第25条に違反するというものであるが、そもそも憲法第25条は本件事案に直接適用される規定ではなく、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的な権利義務を賦与したのではない。具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によって、はじめて与えられているというべきである。（中略）何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的な裁量に委されており、その判断は、当不当

の問題として政府の政治責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を生ずることはない。ただ、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となることを、まぬかれない」（最高裁判所大法廷昭和42年5月24日判決民集21巻5号1043頁）とされている。そこで当審査会は、この点についても審査請求人に対して具体的な法律要件及びこれに該当する具体的事実を主張する機会を与えるために、行政不服審査法第74条に基づく主張書面の提出（令和5年11月13日付審査請求の内容について）を求めたが、審査請求人からは、期日までに当該主張書面の提出がなかった。この結果、審査請求人からは、本件審査請求に関して、本件処分2の違法性の主張の根拠となる具体的な法律要件及びこれに該当する具体的事実の主張がなかった（主張責任を果たしていない）ので、処分庁のその余の主張について判断するまでもなく、審査請求人の請求を認めることはできない。

3 審理員の手続の適正性

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 審査庁の裁決についての考え方について

審査庁は、本件審査請求は棄却するべきであるとし、その理由を審理員意見書の「第2 意見の理由」のとおりとしている。

当審査会は、審理員意見書の「第2 意見の理由」をそのまま援用するものではないが、審査庁の考え方は、結論において本答申と同旨である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以 上